

丹波市パートナーシップ宣誓制度 の手引き



令和5年4月（改定 令和6年4月）



目次

1	パートナーシップ宣誓制度について	1
2	パートナーシップとは	1
3	宣誓することができる方	2
4	パートナーシップ宣誓の流れ	4
5	事前書類審査	4
6	パートナーシップ宣誓書受領証の交付	5
7	受領証の再交付を希望するとき	7
8	宣誓内容を変更したとき	7
9	受領証を返還するとき	8
10	パートナーシップ宣誓制度の取組に関する連携協定 . . .	8
11	連携自治体間での転出入の手続き	9
12	Q&A	11

1 パートナーシップ宣誓制度について

この制度は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人に対して、市がパートナーシップの宣誓書受領証の交付を行うものです。

法的な効力を有するものではありませんが、本制度の導入により、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、性的マイノリティの方への社会的理解や性の多様性を尊重する取組を推進するものです。

2 パートナーシップとは

ここでいう「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力し合い、支え合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいいます。

★ 性的マイノリティ

性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が出生時の性別と一致しない者

パートナーシップを形成している者は、互いにその人生のパートナーとすることを市長に対して宣誓をすることができます。



3 宣誓することができる方

パートナーシップの宣誓をするには、一方又は双方が性的マイノリティであることのほか、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 双方が宣誓の当日に成年（18 歳以上）であること。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む）**又は他のパートナーシップ関係にある者がいないこと。**
- (4) 宣誓者同士の関係が近親者でないこと。

※民法の規定により、以下の関係にある人と宣誓をすることはできません。

《直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係》

直系血族・・・祖父母、父母、子、孫等

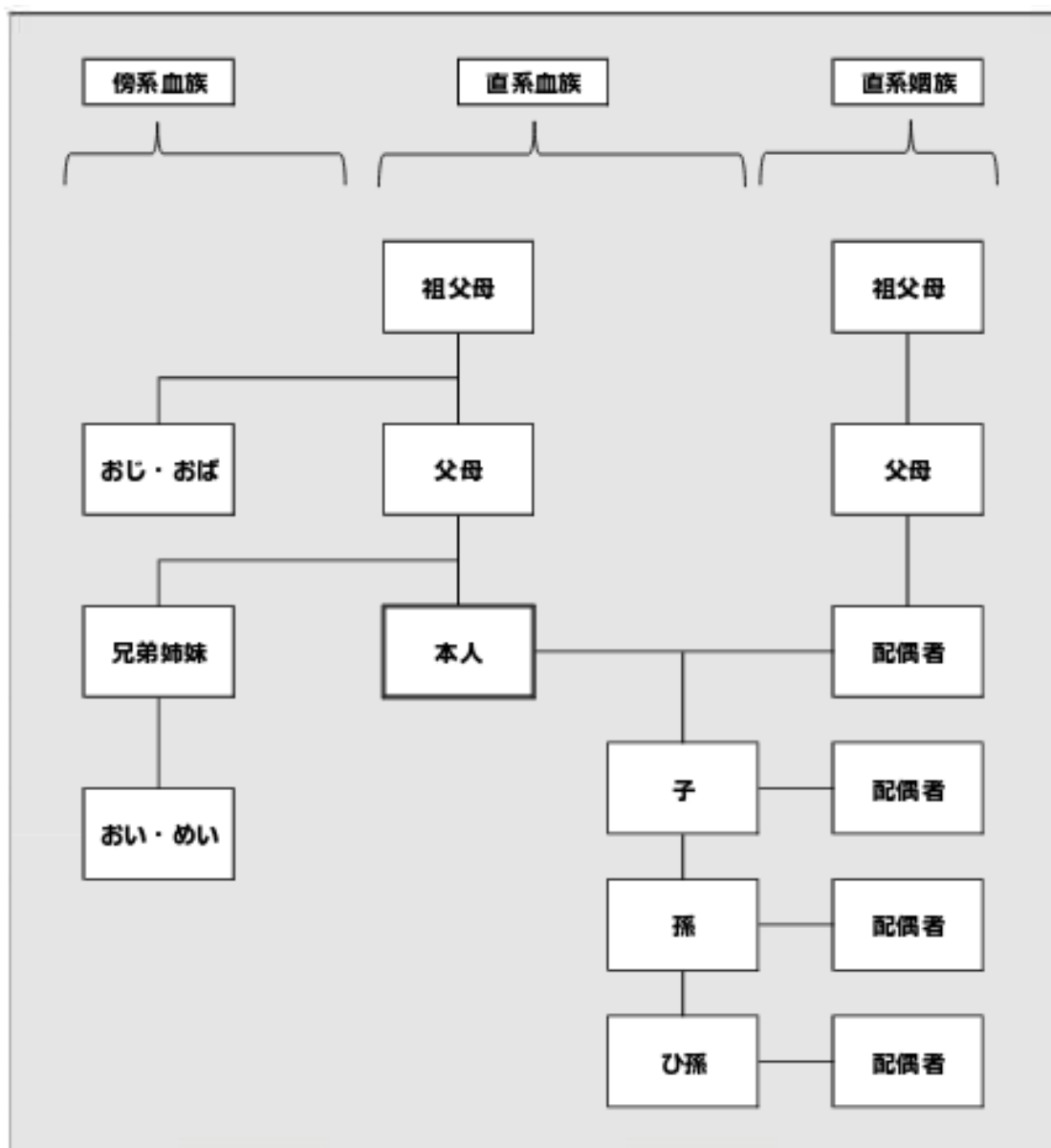
三親等内の傍系血族・・・兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪

直系姻族・・・子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

（次ページの図を参照）

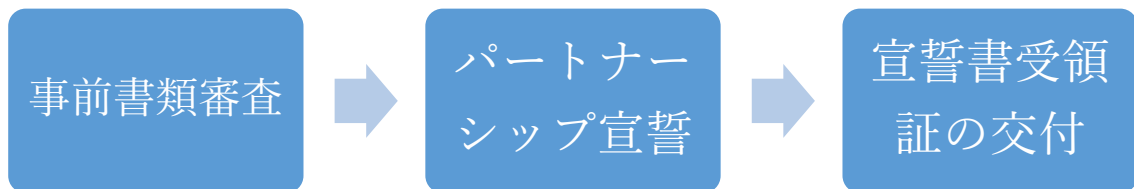
※ただし、宣誓者同士がパートナーシップ関係に基づく養子と養親の関係にある場合を除く。

宣誓をすることができない者（近親者）



4 パートナーシップ宣誓の流れ

宣誓から宣誓書受領証の交付までの主な流れは次のとおりです。



5 事前書類審査

■ 窓口または郵送で事前書類審査

宣誓を希望される方は、事前に必要書類を人権啓発センターへご持参または郵送でお送りいただき、予め審査内容を確認します。

審査が終了次第ご連絡し、宣誓書受領証の交付日時を調整します。

★ 事前書類審査

1週間程度かかります。書類に不備等があれば、さらに時間がかかりますので、宣誓書受領証の交付日にご希望がある場合は、早めに事前審査を行ってください。

宣誓に必要な書類は次のものとなります。

事前書類審査のときに必要なもの

次の3種類の書類を人権啓発センターまでご持参いただくか、郵送でお送りください。

① パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

★事前に自署いただいたものをご提出ください。

★代筆をお願いした場合は、代筆者（宣誓者以外の方）の方も記入してください。

★日付欄に記入した日が宣誓日となります。

②現住所を確認できるもの

住民票の写し < 3か月以内に発行されたもの >

★同一世帯の場合は、2人とも記載されているもの1通で結構です。

★丹波市に転入予定の場合は、転入することがわかる書類のご提示ください。なお、一方がすでに市内に居住されている場合は提出の必要はありません。

例：転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書

③独身であることを証明できるもの<3か月以内に発行されたもの>

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍謄抄本等）、独身証明書のいずれか。

★外国籍の方は、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（6ヶ月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。

6 パートナーシップ宣誓書受領証の交付

予約したパートナーシップ宣誓書受領証の交付日時に、人権啓発センターへお二人そろってお越しいただき、宣誓書受領証にお名前をご記入ください。 ※個室での対応も可能です。

代筆（宣誓者以外の方）を希望される場合は、代筆者の方も一緒にお越しください。

★ 宣誓書受領証の交付日時

提出書類に不備がある場合や他の予約状況等により、希望日時に沿えない場合がありますので、希望日時は複数お考えください。

月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時

★ 交付書類

○パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）

○受付印を押印した「パートナーシップ宣誓書」の写し（希望者のみ）

宣誓書受領証の交付のときに必要なもの

本人確認書類

- ★本人の顔写真が貼付されたものの場合は1点をご提示ください。
マイナンバーカード（通知書は不可）、旅券、運転免許証など、官公署が発行した免許証、許可証、資格証等。
- ★上記の書類がない場合はアから2点、またはアから1点とイから1点をご提示ください。
ア 保険証、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険等の年金証書等
イ 写真付きの学生証、法人の発行した身分証明書等
- ★代筆者の方も本人確認が必要です。

パートナーシップ宣誓書受領書(見本)

表面(図1)

		パートナーシップ宣誓書受領証	
丹波市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づきパートナーシップの宣誓をされたことを証します。			
様		様	
宣誓日	年	月	日
交付日	年	月	日
丹波市長		林	時彦
		公印	

(無地)

表面(図2)

		パートナーシップ宣誓書受領証	
丹波市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づきパートナーシップの宣誓をされたことを証します。			
様		様	
宣誓日	年	月	日
交付日	年	月	日
丹波市長		林	時彦
		公印	

(背景色あり)

裏面

この受領証の提示を受けられた方へ
丹波市として、お二人が相互に協力し合い、支え合うことを宣誓されたことを証します。
この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】 通称使用の場合 戸籍上の氏名等

____様 ____様

【再交付年月日】



7 受領証の再交付を希望するとき

宣誓書受領証を紛失、毀損・汚損し、再交付を希望する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第3号）をご提出ください。

- ★パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）を再交付します。
- ★受領証の裏面特記事項欄に「再交付： 年 月 日」と記入します。
- ★届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。



8 宣誓内容を変更したとき

住所、名前を変更した場合は、パートナーシップ宣誓内容変更届（様式第4号）を宣誓書受領証とともにご提出ください。

- ★パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）を再交付します。
- ★受領証の裏面特記事項欄に「変更届： 年 月 日」と記入します。
- ★届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

※住所のみの変更の場合は受領証の再交付はいたしません。

9 受領証を返還するとき

次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）とともに宣誓書受領証を市に返還してください。

★パートナーシップを解消したとき。

★死亡したとき。

★双方が本市域外に転出するなど申請者の要件に該当しなくなったとき。
※ただし、次項の協定を締結している自治体へ転出する場合はこの限りではありません。

10 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク

連携自治体（パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークを構成する自治体）において、パートナーシップ宣誓制度を利用しているお二人に、連携自治体間で住所異動に伴う宣誓制度に係る手続きの負担軽減を図ることを目的として連携をしています。

★連携自治体から転出入し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を利用する場合、手続きが簡素化されます。

★連携自治体

京都ブロック：京都市、福知山市、綾部市、亀岡市、向日市、長岡京市、南丹市、大山崎市

大阪ブロック：大阪府、大阪市、堺市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、大東市

兵庫ブロック：尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、淡路市、猪名川町

11 連携自治体間での転出入の手続き

(1) 連携自治体からの転入手続き

宣誓書受領書交付日の待ち時間を最小限にするため、事前審査を行います。審査に必要な書類を人権啓発センターへご持参または郵送でお送りください。

事前審査には、1週間程度かかります。宣誓書受領書交付日にご希望がある場合は、早めに必要書類をご提出ください。審査が終了次第ご連絡します。

【事前審査に必要な書類】

- ① パートナーシップ宣誓申告書（様式第6号）
 - ・ 必要事項を記入してください。
 - ・ 本申告書に基づき氏名、**生年月日**、通称名、新旧住所及び本市受領証の交付について、提出された受領証等を添えて転出元自治体へ通知することに同意が必要です。同意されない場合は手続きができません。
- ② 転出元の自治体で交付された「宣誓書受領証等」（2人分）
- ③ 住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）
 - ・ 1人1通ずつ必要です。同一世帯となっている場合は、2人とも記載されているもの1通で結構です。
 - ・ 本籍地、世帯主との続柄及び個人番号の表示は不要です。

※戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）は必要ありません。

※連携自治体以外の自治体から転入する場合は、4ページの「4 パートナーシップ宣誓の流れ」の手続きになります。

(2) 宣誓書受領証の交付

受領証の表面に当初の宣誓日及び、丹波市の宣誓書受領証の交付日を記入します。

(3) 連携自治体への転出手続き

連携自治体に転出し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を利用する場合は、丹波市で交付した「宣誓書受領証」を返還する必要はありません。転出先の自治体で手続きを行ってください。



12 Q & A

Q 1 なぜ丹波市でパートナーシップ宣誓制度を導入するのですか？

市民一人ひとりの基本的人権が守られ、助け合いながら、安全・安心に暮らすことができることを目指し、性的マイノリティの方への社会的理解や性の多様性を尊重する取組を推進するために導入するものです。

Q 2 パートナーシップ宣誓制度と結婚はどう違うのですか？

結婚は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、パートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づいて行われるもので、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

Q 3 法的効力がないのに、なぜこの制度があるのですか？

この制度は、お二人のパートナーシップの関係を尊重するものです。この制度をきっかけとして、性的マイノリティの方々に関する社会的理解が進み、性の多様性が尊重される取組が広がっていくことを期待しています。

Q 4 プライバシーは守られますか？

手続きの際は、個室で対応します。また、提出書類や、記載内容等の個人情報は固く守られます。

Q 5 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

パートナーシップ宣誓書の提出や、パートナーシップ宣誓書受領証の交付に、費用はかかりません。

（※ただし、手続きに必要な書類の発行には手数料が必要です。）

Q 6 戸籍上の性別が同一でないと宣誓できませんか？

性的指向や性自認を理由に法律婚を選択しない、望まない方々もおられますので、戸籍上の性別が異性となるカップルであってもパートナーシップ宣誓制度が利用できるよう、丹波市では、戸籍上の性別は限定しない取り扱いとしています。

Q 7 事実婚の方も宣誓できますか？

事実婚の方につきましては、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることのできるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的マイノリティの方々が直面している偏見や差別、課題などとは状況がかなり異なると認識しています。

当制度は、婚姻に準ずるような法的効力を有しませんが、性的マイノリティ等のお二人の関係を社会的に認めてほしいというお気持ちを受け止める人権尊重の観点から導入するもので、制度の対象者は性的マイノリティの方に限定され、異性愛のみの事実婚の方は対象となりません。

Q 8 丹波市民でないと宣誓できませんか？

一方又は双方が丹波市民か市内への転入を予定している方であれば宣誓できます。転入予定で宣誓する場合は、丹波市に転入することがわかるもの（転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書等）をご提示ください。

Q 9 なぜ転入予定でも宣誓できるのですか？

丹波市へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合が想定されるためです。ただし、受領証の交付は、住民票を移してからになります。

Q10 同居していないと宣誓できませんか？

必ずしも同居している必要はありませんが、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常生活を共にすることを約束した関係であることが必要です。

Q11 外国籍の方も宣誓できますか？

外国籍の方も、市民であるか、市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（6ヶ月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。



Q12 通称名を使用できますか？

使用できます。性別違和を感じておられる方が使用している自認する性別にあった名前や外国籍の方が使用している日本名が該当します。

通称名の使用を希望する場合、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、法人が発行した身分証明書など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）を事前書類審査時に提示してください。

なお、通称名を使用した場合には、交付する宣誓書受領証の裏面に戸籍上の氏名を記載していただきます。

Q13 パートナーシップ宣誓書受領証はすぐにもらえますか？

すぐにお渡しできます。ただし、宣誓書受領証を作成する時間が必要ですので、多少お待ちいただく場合があります。

なお、受領証を交付する日（宣誓日）の1週間前までに、必要書類の提出による事前審査が必要です。

Q14 パートナーシップ宣誓書受領証にはどのような使い道がありますか？ また利用できなくなることはありますか？

宣誓書受領証の適用につきましては、市の制度では、市営住宅の入居申込や災害弔慰金（見舞金）の支給、犯罪被害者等への遺族支援金の支給などが対象となります。

なお、民間サービスでは、携帯電話の家族割や生命保険の受取人としての適用、また住宅ローンへの適用などを行っているところも増えてきています。

市の福祉医療（母子家庭等、障害者、高齢障害者等）を利用している場合、受給できなくなることがあります。

Q15 代理人や郵送による方法だと宣誓できませんか？

市職員の面前で、お二人で「パートナーシップ宣誓書」等に記入（署名）していただく必要がありますので、代理人や郵送による方法での宣誓を行うことはできません。ただし、自ら記入できないと市長が認める時は、代筆が可能です。

Q16 成りすましや偽装などの悪用はされませんか？

市が宣誓書を受領し、受領証を交付する際には、独身であることを証明する書類と本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。

Q17 家族制度や婚姻制度に影響を及ぼすものではないですか？

当該制度は、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではないため、家族制度や婚姻制度に何らかの影響を与えたり、法の改正につながるものではありません。

性の多様性を尊重し、性的マイノリティの方々への社会的理解が広がり、生きづらさの解消や改善につながっていくことを期待して導入するものです。

Q18 パートナーシップ関係を解消した場合の対応はどうしたらいいですか？

パートナーシップ関係を解消した場合は、パートナーシップ宣誓書受領証返還届に必要事項を記入し、パートナーシップ宣誓書受領証をお二人とも返還していただくことになります。

Q19 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークを構成する自治体（連携自治体）へ、転出入する場合の手続きは、どうしたらいいですか？

連携自治体から丹波市へ転入される場合は、パートナーシップ宣誓申告書、転出元の連携自治体で交付されたパートナーシップ宣誓書受領証、宣誓日前3月以内に発行された住民票の写しを提出してください。

※戸籍謄本の提出、本人確認書類の提示は必要ありません。

丹波市から、連携自治体へ転出される場合は、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）を提出する必要はありません。パートナーシップ宣誓書受領証（お二人分）を、転入先の連携自治体へ提出してください。

13 提出先・問い合わせ先

〒669-3692

兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地

丹波市役所 人権啓発センター（氷上住民センター別館）

TEL：0795-82-0242

FAX：0795-82-4370

Email: jinken@city.tamba.lg.jp